

## 鹿屋市庁舎等広告設置取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿屋市広告事業実施要綱（平成19年鹿屋市告示第90号。以下「要綱」という。）に基づき、鹿屋市が保有する財産である鹿屋市役所庁舎等（以下「庁舎等」という。）に、庁舎等管理に支障のない範囲内において掲載する広告（以下「広告」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 庁舎等のエレベーターの内壁面に掲載する広告（以下「エレベーター広告」という。）
- (2) 庁舎等の出入口に設置するごみ、ちり、雨水、汚れ等を除去できるフロアマットの表面に掲載する広告（以下「広告マット」という。）

2 広告の規格は、別表のとおりとする。

(広告の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告の対象としないものとする。

- (1) 要綱第3条第1項及び鹿屋市広告事業の実施に関する表示基準に定める内容のもの
  - (2) 要綱第3条第2項及び第3項に定める設置希望者に係るもの
  - (3) その他広告として適当でないと要綱第11条の鹿屋市広告審査会が認めるもの
- (広告取扱業者の決定)

第4条 広告掲載枠を買い取る事業者（以下「広告取扱業者」という。）の決定及び契約は、鹿屋市契約規則（平成18年鹿屋市規則第61号）の定めるところにより行うものとする。

(広告主の募集)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）の募集は、本市のホームページへの掲載その他の方法により行うものとする。

2 広告主の募集は、広告取扱業者に行わせることができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告取扱業者は、鹿屋市庁舎等広告設置申込書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(1) 掲載する広告の原稿又は内容及びデザインを明らかにする書類

(2) 広告主の事業概要が分かる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(掲載の決定等)

第7条 市長は、前条の規定により申込みがあったときは、第3条の規定に基づき担当課が審査を行い、広告の設置の許可を決定したときは鹿屋市庁舎等広告設置許可通知書（別記第2号様式）により、不許可を決定したときは鹿屋市庁舎等広告設置不許可通知書（別記第3号様式）により、広告取扱業者に通知するものとする。

(広告料金)

第8条 広告料金は、要綱第6条第2項の規定に基づき定めるものとする。

2 広告料金は、市長が指定する期日までに市の発行する納入通知書により納入するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(エレベーター広告の設置及び管理)

第9条 第7条に規定する許可を受けたエレベーター広告の広告取扱業者(以下「エレベーター広告取扱許可業者」という。)は、自らの負担と責任において、エレベーター広告を製作し、ポスターフレームへ入れ、市長が指定する期日までに許可を受けた場所に設置するものとする。

2 エレベーター広告取扱許可業者は、自らの負担と責任において、次に掲げる管理方法に従い、エレベーター広告を適正に管理するものとする。

(1) エレベーター広告が落下等しないよう取付けに注意すること。

(2) エレベーター広告の設置及び取替えの際は、市民の安全に十分注意して作業すること。

(3) エレベーター広告に破損等があった場合は、直ちに対応すること。

(4) エレベーター広告の取付けについては、設置期間終了後、原状回復ができるようにすること。

(5) エレベーター広告の取替え作業ごとに実施報告書を提出すること。

(広告マットの設置及び管理)

第10条 第7条に規定する許可を受けた広告マットの広告取扱業者（以下「広告マット取扱許可業者」という）は、自らの負担と責任において、広告マットを製作

し、市長が指定する期日までに許可を受けた場所に設置するものとする。

2 広告マット取扱許可業者は、自らの負担と責任において、次に掲げる管理方法に従い、広告マットを適正に管理するものとする。

- (1) 1箇月に少なくとも2回は、許可を受けた広告マットを取り替えること。
- (2) 広告マットの取替えの際は、市民の通行に十分注意して作業すること。
- (3) 広告マットは、風による飛散、通行時のつまずき等の防止のため、両面テープ等で加工すること。
- (4) 広告マットに破損等があった場合は、直ちに対応すること。
- (5) 広告マットの取替え作業ごとに実施報告書を提出すること。

(広告設置の取消し)

第11条 市長は、広告が要綱第8条又は次の各号のいずれかに該当するときは、広告の設置許可を取り消すことができる。

- (1) 市長が指定する期日までに、広告料金の納付又は広告の設置がないとき。
- (2) 市長が特に必要と認めるとき。

(広告料金の返還)

第12条 要綱第10条の規定により返還する広告料金は、前条の規定により広告設置を取り消した月の翌月以後の納付済月額の内額とする。

2 前項の規定により返還する広告料金には、利子を付さないものとする。

(広告取扱許可業者の責任)

第13条 エレベータ広告取扱許可業者及び広告マット取扱許可業者（以下「広告取扱許可業者」という。）は、広告の内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告取扱許可業者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、自らの負担と責任において解決しなければならない。

附 則

この要領は平成24年11月15日から施行する。

別表（第2条関係）

エレベーター 広告	ポスター	市長が別に指定するサイズ
	ポスターフレーム	ポスターと同様のサイズ
	デザイン	美観等を害しないもの
広告マット	材質	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 靴底のクリーニング、防塵、給水能力及び滑り止めの機能を持つこと。</li> <li>2 防災性に優れたものであること（消防署の認定製品、防災性能試験合格品その他これらと同程度の性能を有すること。）。</li> <li>3 ゴムの縁（20mm程度）が付いている製品であること。</li> </ol>
	デザイン	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広告以外の部分には、市の指定する図柄を掲載すること。</li> <li>2 マット1枚につき一つの広告とすること。</li> <li>3 美観等を害しないものであること。</li> </ol>

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿屋市庁舎等広告設置申込書

鹿屋市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者役職名・氏名

印

電話

鹿屋市庁舎等広告設置取扱要領第6条に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告の種類等

(1) 広告の種類（エレベーター広告・広告マット）

(2) 設置箇所

(3) 設置期間 年 月 日 から 年 月 日まで

2 広告主の名称、業種及び事業内容

3 広告の内容等

4 誓約等

(1) 申込みに当たっては、鹿屋市庁舎等広告設置取扱要領を遵守します。

(2) 広告の掲載に当たっては、法令（鹿屋市の条例、規則等を含む。）を遵守するとともに、鹿屋市の指示に従います。

注1 必要に応じ、別紙に記載することもできます。

2 添付資料

(1) 広告図案・原稿等

(2) 広告主の事業概要が分かる書類

(3) 資格・免許等を必要とする業種にあつては、それらを証明する書類の写し

第2号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市庁舎等広告設置許可通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告の設置について、許可することを決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 広告の種類

2 広告設置期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 広告の設置箇所

第3号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市庁舎等広告設置不許可通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告の設置について、次の理由により許可しないことを決定しましたので、通知します。

（不許可の理由）